

## 指名停止措置の概要

|          |   |
|----------|---|
| 商号又は名称   | サンリン（株）   |
| 所在地      | 東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3  |
| 指名停止の期間  | 令和7年12月9日から令和8年6月4日まで   |
| 指名停止の理由  | <p>上記者は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このことは、物品購入等の契約相手方として不適當であると認められる。</p> |
| 該当する措置要件 | 大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第22号（その他）   |
| 備考       |   |